

審議会等に関する傍聴要領

- 1 傍聴する場合の手続き（抽選を行う場合は、その旨及びその方法を記載してください。）
 - (1) 審議会等の会議の傍聴を希望される方は、会議の開始予定時間までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、会長等の了解を得て、事務局の指示に従い会場に入室してください。（受付開始時間は、原則として会議開催予定時間の30分前からになります。）
 - (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- 2 会議の秩序の維持
 - (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、審議会等の会長等の指示に従ってください。
 - (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項
 - (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対して公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
 - (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
 - (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長等の許可を得た場合は、この限りではありません。
 - (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- 4 会議の入退場
 - (1) 会議開催後の途中入場は原則認めません。
 - (2) 会議の内容によっては、一時退場をしていただく場合があります。
 - (3) 傍聴者の都合により退場をする場合は、その旨を事務局に伝え、会長等の了解を得てから退場してください。